

引っ越しをするかたへ



住所変更が必要です

住民票は、個人の居住関係を証明し、選挙人名簿、国民健康保険、国民年金、義務教育の就学などの基礎となります。住所を変更する場合は、必ず届け出ましょう。手続きなど詳細は、区役(コード①)をご覧いただか、お問い合わせください。

問戸籍住民課住民登録係(5722-9884、5721-7814)



住所を変更する際に必要な届け出

手続き	期間	必要なもの
転出届 (区外に引っ越し)	引っ越し予定日の14日前から引っ越し後14日以内	●印鑑登録証 ●国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●マイナンバーカード* ●住民基本台帳カード*
転入届 (区外から引っ越ししてきた)	引っ越しした日から14日以内	●転出証明書(前住所地で発行) ※国外から転入する場合はお問い合わせください *マイナンバーカードと住民基本台帳カードはお持ちのかたのみ必要
転居届 (区内で引っ越し)		●国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証

⚠️ 本人確認書類をお持ちください

第三者による虚偽の届け出・申請を防ぐため、本人確認を行っています。マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書などを提示してください。顔写真がないもの(健康保険証、年金手帳など)は2点の提示をお願いします。

転出届はオンライン・郵送でできます

オンラインでの手続きには、マイナンバーカードが必要です。窓口はこの時期大変混雑します。オンライン・郵送での手続きもご検討ください。詳細は区役(コード②または③)をご覧ください。



マイナンバーカードをお持ちのかたへ

転入届を出したかた(コード④)
90日以内に継続利用の手続きが必要です。
転居届を出したかた(コード⑤)
カードの記載内容の変更が必要です。



ごみの出し方

⚠️ ごみの不法投棄は厳しく処罰されます。
排出ルールを守り、正しく処分してください。

ごみの種類	申込先ほか
粗大ごみ(一辺がおおむね30cm以上のもの)	●粗大ごみ受付センター 5715-0053 (月~土曜日8:00~19:00) インターネット受け付け(コード⑦)
多量のごみ (1回に45L袋で5袋以上は有料です。清掃事務所にご相談ください)	●清掃事務所 3719-5345 (月~土曜日8:00~16:25。祝・休日を除く)
新聞・雑誌類・段ボールなどの古紙	●町会・自治会などの集団回収

※処分費用は、各申込先にお問い合わせください

手続きはこちらの窓口へ

受付時間 月~金曜日8:30~17:00(祝・休日を除く)

◆総合庁舎本館1階戸籍住民課

※住民票の写しなど、一部証明書の発行は、月~金曜日19:00まで、土・日曜日10:00~16:30(祝・休日を除く。ただし、祝日が日曜日の場合は開設し、翌日休業)

◆地区サービス事務所(東部を除く)

●北部地区サービス事務所
(大橋1-5-1 クロスエアタワー9階、3496-5208、3496-7030)
●中央地区サービス事務所
(中央町2-9-13 食販ビル内、5722-9885、3715-4953)
●南部地区サービス事務所
(碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側、3719-2071、3719-2117)
●西部地区サービス事務所
(柿の木坂1-28-10、5731-2500、5731-2503)

窓口混雑情報サイト「目黒区なう！」

戸籍住民課の窓口の待ち人数を、専用(コード⑥)でご覧になります。混雑回避をご協力ください。



臨時窓口を開設します

時3月10日(日)・31日(日)、4月6日(土)・7日(日)

10:00~16:30

場総合庁舎本館1階戸籍住民課

取り扱い業務 転出届、転入届、転居届、印鑑登録

※マイナンバーカードがあるかたは持参

※国外転入などの他市区町村に確認が必要な一部の手続きについては、受け付けできない場合あり

引っ越しをするかたへ

ごみの種類	申込先ほか
粗大ごみ(一辺がおおむね30cm以上のもの)	●粗大ごみ受付センター 5715-0053 (月~土曜日8:00~19:00) インターネット受け付け(コード⑦)
多量のごみ (1回に45L袋で5袋以上は有料です。清掃事務所にご相談ください)	●清掃事務所 3719-5345 (月~土曜日8:00~16:25。祝・休日を除く)
新聞・雑誌類・段ボールなどの古紙	●町会・自治会などの集団回収

※処分費用は、各申込先にお問い合わせください

引っ越しの際は、荷物の移動だけでなく、住所変更や不用品の処分など、さまざまな手続きが必要です。期限があるものや、申し込みが必要なものもあります。3~5月は、住民票の異動などで総合庁舎の窓口の混雑が予想されます。早めの準備をお願いします。

引っ越しの手続きは総合庁舎のほか、地区サービス事務所(東部を除く)でもできます。また、郵送で取得できる証明書やオンラインでできる手続きもあります。積極的にご活用ください。

賃貸住宅の入退去で トラブルに遭わないために

進学や転勤などで引っ越しが多くなるこの時期、賃貸住宅退去時の原状回復や敷金返還などのトラブルが多く寄せられます。4年度に消費生活センターに寄せられた相談件数で2番目に多かったのは賃貸アパートに関する相談で、そのうち主なものが退去時のトラブルでした。

事例1 賃貸アパートを退去したが、敷金を返してもらえない。たばこは吸わず、特に汚していないのに、壁紙の張り替え費用などを請求された。

故意や不注意による汚れや破損などは入居者の負担とされていますが、経年変化によるものは家主の負担です。費用を請求されたら、内容を確認し、納得できない点は家主に説明を求め、困った時は消費生活センターへ相談しましょう。

トラブルの回避ポイント

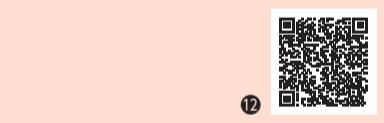
【契約をする前に】

●賃貸借契約を行う前に重要事項説明書による説明を受け、契約書をよく読み、退去時の特約などを確認する。疑問点は質問し、契約内容を十分理解した上で判断する
●賃貸住宅の情報はできるだけ自分の目で現地や部屋を見て確認する。オンラインで申し込んだ場合でも、現地で物件を確認してから契約する

【入退去時に】
●入居時と退去時の物件状況を比較できるよう、借主と貸主が立ち会いのもと、部屋の傷や汚れがどこにあるかなどを確認し、写真やメモで記録に残す



都役(コード⑫)では、賃貸住宅トラブルをまとめた冊子、賃貸住宅トラブル防止ガイドラインをご覧になります。



引っ越し時は ペットも一緒に 犬の場合は手続きが必要です

転居や病気といった家庭の事情で、ペットを飼い続けられなくなり、置き去りにしたり放したりすると、動物の愛護及び管理に関する法律の遺棄に当たり罰則の対象となります。

犬や猫、亀、鳥など、一度飼い始めた生き物は最期まで責任を持って飼いましょう。飼い続けられない場合は、新しい飼い主を探してください。

犬の場合は引っ越しをしたら、変更届の提出が必要です。詳細は区役(コード⑬)をご覧ください。

都生活衛生課生活環境係(5722-9505、5722-9508)

ペットと暮らす快適なまちのため ルールを守りましょう

犬の場合

●散歩はトイレを済ませてから出かける
●外でしてしまったふん尿は後始末を行う
●外に出るときは必ず引き綱をつける
●留守中の鳴き声に配慮する

猫の場合

●室内で飼育し、外に出さない

災害時の備え

ペットを守ることができるのは飼い主です。避難場所や避難方法の確認など、日頃からペットを連れた避難に備えるとともに、ペットの健康管理(予防注射ほか)、身元表示(犬鑑札、迷子札)、しつけを心掛け、えさやトイレスなどの必要物品の備蓄をしておきましょう。詳細はペットとわたしの防災ハンドブック(コード⑭)をご覧ください。

